大規模工場等に係る浸水防止計画

（洪水編）

　　　　　　　　　　　　　　(施設名)

＿＿年＿＿月　作成

「　　　　　　　　　　（施設名）」における洪水時の浸水防止計画

＜目次＞

1．計画の目的

2．計画の適用範囲

3．防災体制

4．情報収集及び伝達

5．浸水防止に関する活動

6．従業員等の避難誘導

7．浸水の防止を図るための施設の整備

8．防災教育及び訓練の実施

9．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

1．計画の目的

* この計画は、水防法第15条の４第１項に基づくものであり、「　　　　　　　　　　　　　　　　（施設名）」の洪水時の浸水の防止を図ることを目的とする。
* 計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を仙台市長へ報告する。

# 2．計画の適用範囲

* この計画は、「　　　　　　　　　　　　　　　　（施設名）」に勤務する全ての者に適用するものとする。

【対象となる災害種別】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 洪水 | 対象河川名 | 浸水深の想定 | 早期の立ち退き避難が必要な区域か |
|  | [ ]  0.5ｍ未満　[ ]  0.5～3.0ｍ[ ]  3.0ｍ以上 | [ ] 　はい[ ] 　いいえ |
|  | [ ]  0.5ｍ未満　[ ]  0.5～3.0ｍ[ ]  3.0ｍ以上 | [ ] 　はい[ ] 　いいえ |
|  | [ ]  0.5ｍ未満　[ ]  0.5～3.0ｍ[ ]  3.0ｍ以上 | [ ] 　はい[ ] 　いいえ |
|  | [ ]  0.5ｍ未満　[ ]  0.5～3.0ｍ[ ]  3.0ｍ以上 | [ ] 　はい[ ] 　いいえ |
|  | [ ]  0.5ｍ未満　[ ]  0.5～3.0ｍ[ ]  3.0ｍ以上 | [ ] 　はい[ ] 　いいえ |

3．防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応組織 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合* + 【警戒レベル２】洪水注意報の発表
	+ 対象河川の氾濫注意情報（警報レベル２相当情報）の発表
 | * 各班へ注意体制を確立した旨を連絡
 | 統括管理者 |
| * 洪水予報等の情報収集
 | 情報班 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合* 【警戒レベル３】高齢者等避難の発令
* 洪水警報（警戒レベル３相当情報）の発表
* 対象河川の氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報）の発表
 | * 各班へ警戒体制を確立した旨を連絡
 | 総括班 |
| * 洪水予報等の情報収集
 | 情報班 |
| * 浸水対策に使用する資器材の準備
 | 警戒活動班 |
| * 関連業者等への発表情報等の周知
 | 総括班 |
| * 全従業員への発表情報等の周知
 | 情報班 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合* 【警戒レベル４】避難指示の発令
* 対象河川の氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報）の発表
* 【警戒レベル５】緊急安全確保の発令
* 対象河川の川氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報）の発表
 | * 浸水防止対策指示
 | 総括管理者 |
| * 関連業者等への発令内容、対策実施等の周知
 | 総括班 |
| * 全従業員への発令内容、対策実施等の周知
 | 情報班 |
| * 洪水予報等の情報の収集及び周辺の浸水状況の把握
 | 情報班 |
| * 従業員等の避難誘導の実施
 | 警戒活動班 |
| * 浸水防止対策の実施
 | 警戒活動班 |

* 上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。
* 洪水予報・水位到達情報は、住民避難に資することを目的とした情報であるため、当該施　　設における浸水防止対策の体制確立の判断基準として活用が妥当かについて検討すること。

# 4．情報収集及び伝達

* 1. 情報収集
* 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 洪水予報、水位到達情報 | 仙台市からのファックス、情報提供機関のウェブサイト等 |
| 避難情報（避難指示等） | 仙台市からのファックス、テレビ、ラジオ、仙台市ホームページ、緊急速報メール、仙台市避難情報ウェブサイト、杜の都防災Web、杜の都防災メール、仙台市危機管理局Twitter等 |

* 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
* 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。
1. 情報伝達
* 「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を対象区域内の施設に係る全従業員で共有する。
* 館内放送、掲示板を用いて、気象情報、洪水予報等の情報の周知を図る。

5．浸水防止に関する活動

* 別添　　「浸水防止設備配置図」に示す方法（止水板・土のう等）及び設置場所で浸水防止対策を行う。
* 浸水防止設備等の設置基準は以下のとおりとする。
1. 川氾濫警戒情報が発表された場合
* 速やかに　　　　　　通用口及び　　　　　　通用口に止水板又は土のうを設置する。
* 従業員等の避難完了後、上記以外の開口部について止水板又は土のうを設置する。
1. その他浸水が予想される場合
* 統括管理者が指示する時期に指示する開口部について止水板又は土のうを設置する。
* 非常体制を確立したときは、速やかに　　　　　　　設備を　　　　　　　まで　移動する。

# 6．従業員等の避難誘導

(1)避難開始時期

* 浸水防止対策が完了した場合又は避難情報が発令された場合、速やかに避難を開始する。

(2)避難経路

* 避難経路については、止水板等を設置する出入口（避難完了後に止水板等を設置する出入口は除く）は使用しないものとする。洪水時（内水時・高潮時（適宜選択））における具体的な避難経路については、別紙　　「避難場所・避難経路図」のとおりとする。

(3)避難誘導方法

* 避難する際は、エレベータ及びエスカレータを停止する。
* 館内放送及び掲示板を用いて、周辺の浸水に関する情報、避難を開始すること、誘導員の指示に従うこと、　　　　出入口（避難と並行して止水板等の設置を行う出入口）は避難経路として使用できないこと、エレベータ等は使用できないことを従業員等に周知する。
* 避難誘導にあたっては、別紙　　　　「避難場所・避難経路図」に示す位置に避難誘導員を配置する。
* 避難誘導員は携帯拡声器を活用して避難誘導を行う。
* 避難経路として使用しない出入口にはコーン等を用いて進入禁止の措置を講じる。
* 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
* 停電に備え、別紙　　　　「避難場所・避難経路図」に示す位置に電池式照明器具を設置するとともに、避難誘導員は懐中電灯を携帯する。

# 7．浸水の防止を図るための施設の整備

* 情報収集・伝達及び浸水防止対策の際に使用する施設及び資器材については、下表「資器材等一覧」に示すとおりである。
* 浸水防止対策に用いる浸水防止設備等の配置・保管場所・個数及び整備計画は、別添　　　　「浸水防止設備配置図」に示すとおりである。
* これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

使用資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー |
| 浸水防止対策 | タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、止水板、土囊 |

* 自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する。

8．防災教育及び訓練の実施

* 毎年　　月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
* 毎年　　月に、全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導並びに浸水防止対策に関する訓練を実施する。

# 9．自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

* 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
* 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
* 毎年　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
* 毎年　　月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び浸水防止対策に関する訓練を実施する。

別添１　自衛水防組織活動要領(案)

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は、浸水防止計画に基づく洪水時等の浸水の防止を図るため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）統括管理者は、洪水時等における浸水防止対策について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

(１)　班は、総括・情報班及び警戒活動班とし、各班に班長を置く。

(２)　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

(３) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(１)　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(２)　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第６条　自衛水防組織の各班は、浸水防止計画に基づき情報収集及び浸水防止等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

統括管理者

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 総括・情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水予報等の情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 警戒活動班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長　○○○○班員○名　○○○○・・・ | * 浸水防止対策の実施
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 総括・情報班 | 名簿（従業員、利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）照明器具（懐中電灯、投光機等） |
| 警戒活動班 | 名簿（従業員、利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）懐中電灯、電池式照明器具、電池、携帯用拡声器携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、止水板、土囊 |